

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案に対する修正案

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「平成二十三年四月一日」を「公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日」に改め、附則第三項中「平成二十二年法律第 号」を「平成二十三年法律第 号」に改める。